

## 平成25年司法試験の結果に対する会長声明

- 1 法務省司法試験委員会は、平成25年9月10日、平成25年司法試験の最終合格者数を2,049人と発表した。

裁判官及び検察官の数がそれほど増えず、既存の法律事務所で採用することのできる新人弁護士に限りがあるため、急激な法曹有資格者の増加が新人弁護士の就職難を招き、ひいてはオン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足から実務経験・能力が不足した弁護士が社会に対して供給されかねない事態が生じている。

また、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現（弁護士法第1条）を使命とし、国民の生命・身体及び財産を擁護する公共的職責を担っている。市場原理に基づく競争によって経済的な淘汰にさらされるようでは、利益追求に汲々として、その職務の独立性を維持することができず、弁護士の使命がないがしろにされかねない。

現時点では、法曹有資格者の供給が、その需要や法曹実務家養成のキャパシティを上回っていることが明らかであり、司法試験合格者数については減員が必要な状況が生じている。

- 2 当会は、平成22年3月23日に「司法試験合格者を段階的に年間1,000人程度とするよう求める。」との総会決議を行った。また、日本弁護士連合会も、平成24年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」において、司法試験合格者をまず1,500人にまで減員すべきとの提言を行っている。

自由民主党の平成25年6月18日付け「法曹養成制度についての中間提言」や公明党の平成25年6月11日付け「法曹養成に関する提言」においても、急激な法曹人口増加による弊害の解消の必要性が指摘されている。

さらに、政府は、法曹養成制度検討会議の取りまとめを受けて、平成25年7月16日付けの法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」で、今後の法曹人口の在り方に関し「司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。」とした。このように、法曹の質の維持の観点から、司法試験の年間合格者数を現状より絞り込む必要があることについては、衆目の一致するところである。

- 3 法曹有資格者の供給過剰により実務経験・能力の不足した弁護士が社会に多数供給されかねない状況を打破し、基礎的な能力を十分身に付け、経済的に自立して、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて力を尽くすことのできる弁護士を養成する環境を取り戻すことは急務である。

司法試験委員会には、政府の意向を受けて司法試験の年間合格者数を増大させ続け、現状の弊害を招いたことについて責任の一端がある。司法試験委員会が、上記のような各界の意見や法曹養成制度関係閣僚会議決定に真摯に耳を傾けていれば、本年度の合格者数を絞り込むことは十分可能であったはずである。

にもかかわらず、司法試験委員会が平成25年の司法試験合格者数を2,049人とし、法曹人口急増のペースを維持したことは、法曹養成制度関係閣僚会議決定が、司法試験の年間合格者数につき3,000人程度との数値目標を掲げることは現実性を欠くと指摘した問題意識を

無視したに等しい。

そこで、当会は、平成25年司法試験の最終合格者数を2,049人とした司法試験委員会の判断に対し遺憾の意を表するとともに、平成26年以降の司法試験合格者数については、法曹人口急増の弊害を直視し、段階的に1,000人程度にまで減員するよう、あらためて求める。

2013年（平成25年）10月24日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久